

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する県の意見を同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フィルタウンショッピングセンター  
遠田郡美里町牛飼字八反92 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ウジェスーパー 代表取締役 氏家 良典  
登米市迫町佐沼字中江一丁目7番地の1

3 県の意見

来客自動車が、店舗南方面の町道小牛田彫道線など、狭隘な生活道路を通行しないよう、設定された経路誘導の実行性を確保するための効果的かつ具体的な対策を検討し、必要な措置を講じること。

4 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び美里町役場

5 縦覧期間

平成24年12月21日から平成25年1月21日まで（ただし、閉庁日を除く。）